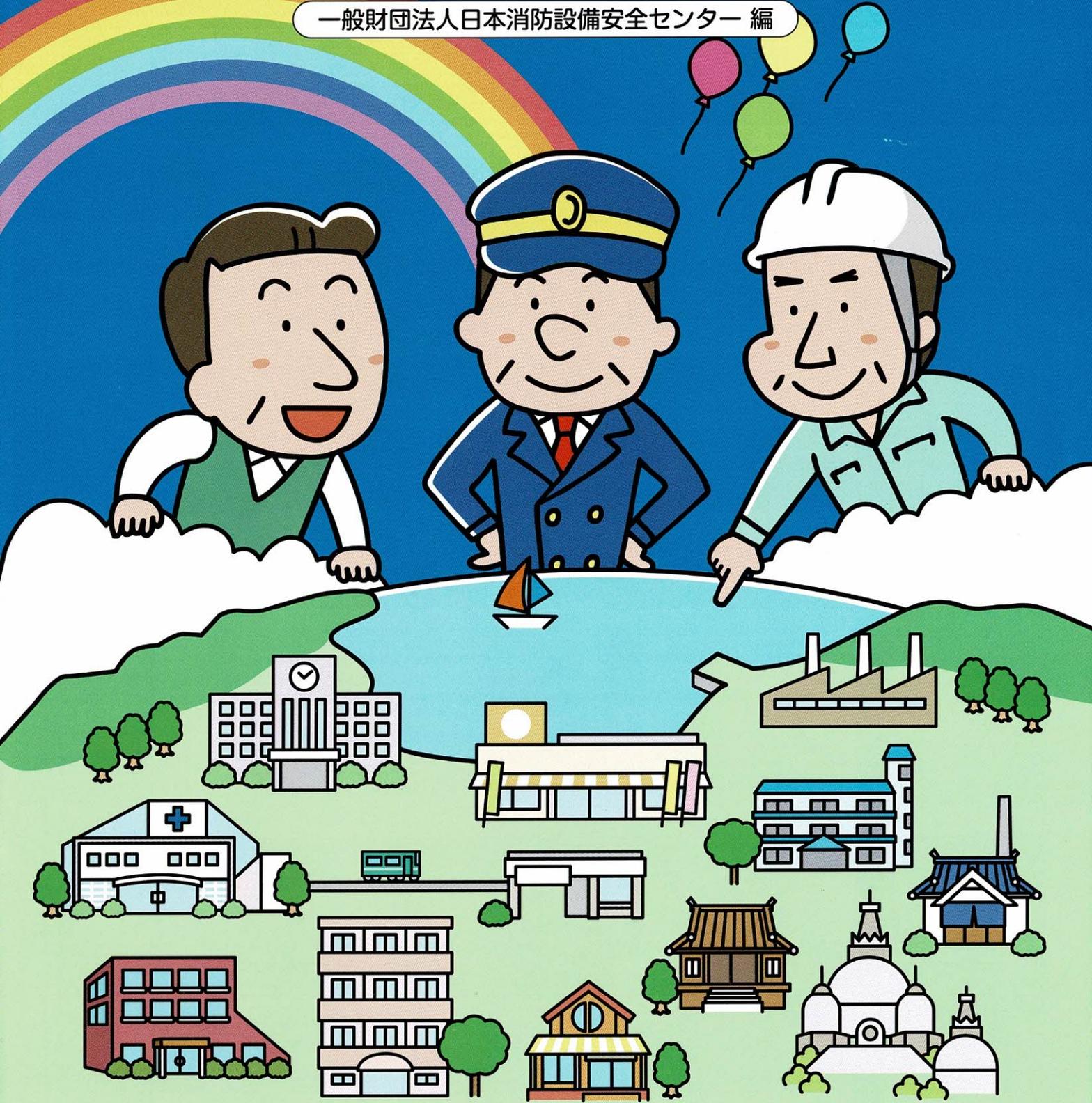


消防用設備等・特殊消防用設備等 点検・報告のしおり

一般財団法人日本消防設備安全センター 編



消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・報告は防火対象物関係者の義務です。

定期点検報告制度(消防法第17条の3の3)

消防用設備等及び特殊消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。このため、消防法では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者に対し、その設置した消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関へ報告することを義務づけています。

点検実施者

消防用設備等又は特殊消防用設備等を点検するためには専門的な知識・技能を必要とします。このため、防火対象物の規模・用途や構造により人命危険度の高い防火対象物にあっては、**有資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)**に点検を行わせることとされています。

有資格者に点検を行わせなければならない防火対象物は、次のとおりです(消防法施行令第36条第2項)。

- ①延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ②延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ③特定用途に供される部分が避難階以外の階(この場合、1階及び2階を除くもの)にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ(屋外に設けられた場合又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1つ)以上設けられていないもの

上記以外の防火対象物は、防火管理者等でも点検することができますが、専門的な知識・技能を有する有資格者に点検させることが望まれます。

点検の内容と点検の期間(平成16年消防庁告示第9号)

点検は、6月ごとに行う機器点検と、1年ごとに行う

総合点検とに分けて行います。

なお、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画によります。

点検結果の報告(消防法施行規則第31条の6第3項)

点検の結果は、所定の様式に記入し、特定防火対象物にあっては1年に1回、その他の防火対象物にあっては3年に1回消防機関へ報告しなければなりません。

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者(所有者・占有者・管理者など)

罰則(消防法第44条第11号・第45条第3号)

点検結果の報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられるとともに、その法人に対して罰金刑が科せられます。

点検済表示制度(平成8年消防予第61号)

消防法に基づく消防用設備等の適正な点検の実施を推進するために、点検実施者の責任を明確にし、防火対象物関係者等による点検制度の確実な履行を促進することなどを目的とした消防用設備等点検済表示制度が、平成3年5月から全国統一的に実施されております。

この制度は、都道府県消防設備協会が、適正な点検を行う意思及び能力があるとして登録(登録申請→審査→承認)した点検事業者等に対してラベルを交付し、点検事業者等は、点検を適正に行った証として消防用設備等にこのラベルを貼付するものです。

平成8年4月からは、ラベルが貼付されている場合には、点検結果報告書の添付書類の省略や消防機関による立入検査時の確認事務の簡素化などが図られております。

点検・整備は確実に!!

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者(所有者・占有者・管理者など)

点検をする人

消防設備士・消防設備点検資格者など

報告を受ける人

消防長又は消防署長



罰則

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告をしない者又は虚偽の報告をした者

○30万円以下の罰金又は拘留(消防法第44条第11号)

○上記の場合、その法人に対しても上記に定める罰金刑が科せられます(消防法第45条第3号＝両罰規定)。

消防用設備等の点検時には、必ず立ち会って適切な点検が実施されているかを確認しましょう!

点検から報告まで

種別と期間

■消防用設備等 (平成16年消防庁告示第9号)

●機器点検(6月ごと)

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認することです。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

●総合点検(1年ごと)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に基づき確認することです。

■特殊消防用設備等 (設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと)

- 設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づき確認することです。

整備

不良箇所

整備

- 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備(軽微な整備は除く。)は、消防設備士でなければできません(消防法施行令第36条の2)。

点検済票※ (ラベル)の貼付

- 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票(ラベル)を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- 点検済票(ラベル)は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者に交付されます。



※点検済表示制度を活用している場合に限りです。

点検結果 報告書の作成

- 点検した結果は、点検結果報告書、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します(点検結果総括表は、消防長又は消防署長が認めた場合作成します。)

- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています(昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号)。

報告の期間

■消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第3項)

- 特定防火対象物=1年に1回(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)
- 非特定防火対象物=3年に1回(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

■特殊消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第2項)

- 設備等設置維持計画に定める期間ごと

報告先

- 防火対象物の関係者が、消防長又は消防署長(消防本部のない市町村は市町村長)へ直接又は郵送により報告



消防用設備等 特殊消防用設備等の種類別点検資格・点検期間

根拠法令：点検資格 平成16年消防庁告示第10号
点検期間 平成16年消防庁告示第9号

消防用設備等 特殊消防用設備等の種類		点検資格		点検期間	
		消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器点検	総合点検
消 火 設 備	消火器及び簡易消火用具	第6類	第1種		1年ごと
	屋内消火栓設備	第1類			
	スプリンクラー設備				
	水噴霧消火設備				
	泡消火設備	第2類			
	不活性ガス消火設備	第3類			
	ハロゲン化物消火設備				
	粉末消火設備				
	屋外消火栓設備	第1類			
	動力消防ポンプ設備	第1類又は第2類			
	パッケージ型消火設備*	第1類、第2類 又は第3類			
	パッケージ型自動消火設備*				
	共同住宅用スプリンクラー設備*	第1類			
	特定駐車場用泡消火設備*	第2類			
警 報 設 備	自動火災報知設備	第4類	第2種	6月ごと	1年ごと
	ガス漏れ火災警報設備				
	漏電火災警報器	第7類			
	消防機関へ通報する火災報知設備	第4類			
	非常警報器具及び非常警報設備	第4類又は第7類			
	共同住宅用自動火災報知設備*	第4類			
	住戸用自動火災報知設備*				
	共同住宅用非常警報設備*	第4類又は第7類			
	特定小規模施設用自動火災報知設備*	第4類			
複合型居住施設用自動火災報知設備*					
避 難 設 備	すべり台、避難はしご、救助袋、 緩降機、避難橋その他の避難器具	第5類	第4類又は第7類 〔電気工事士又は 電気主任技術者の 免状の交付を 受けている者〕		
	誘導灯及び誘導標識				
消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池 その他の用水	第1類又は第2類	第1種		
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排煙設備	第4類又は第7類	第2種		1年ごと
	連結散水設備	第1類又は第2類	第1種		1年ごと
	連結送水管				
	非常コンセント設備	第4類又は第7類	第2種		
	無線通信補助設備	第1類又は第2類	第1種		1年ごと
	共同住宅用連結送水管*				
	共同住宅用非常コンセント設備*			第4類又は第7類	第2種
加圧防排煙設備*					
非 常 電 源	非常電源専用受電設備	当該非常電源、配線又は総合操作盤が 附置される各消防用設備等の点検資格 を有する者			1年ごと
	蓄電池設備				
	自家発電設備				
	燃料電池設備				
配線					
総合操作盤				6月ごと	
特殊消防用設備等		甲種特類	特種	設備等設置維持計画に定める 点検の期間ごと	

*必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果報告の期間		
		消防用設備等	特殊消防用設備等	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1年に1回	
	ロ	公会堂又は集会場		
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場又はダンスホール		
(2)	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの		
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの		
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		3年に1回
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅		
(6)	イ	(1)次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i)診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii)医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2)次のいずれにも該当する診療所 (i)診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii)4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3)病院(1)に掲げるものを除く。、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。又は入所施設を有する助産所 (4)患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	1年に1回	
	ロ	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)救護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害者区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)		
	ハ	(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)更生施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4)児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)		
	ニ	幼稚園又は特別支援学校		
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	3年に1回	
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	1年に1回	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)		
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
(12)	イ	工場又は作業場	3年に1回	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13)	イ	自動車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫		
(15)		前各項に該当しない事業場		
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		1年に1回
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		3年に1回
(16の2)		地下街		
(16の3)		建築物の地階(16の2)に掲げるものの各階を除く。で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)		1年に1回
(17)		文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	3年に1回	
(18)		延長50メートル以上のアーケード	3年に1回	

設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごと

は特定防火対象物

根拠法令：消防法施行規則第31条の6第3項

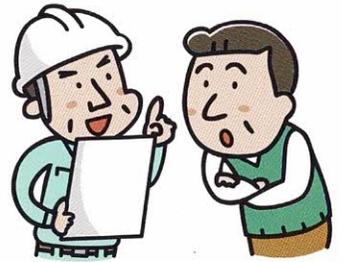
点検実施に当たって

防火対象物の関係者



事前に

- 点検の日時、手順等を点検実施者と十分に打合せをします。
- 点検を実施する旨を回覧、社内放送等で在館者に知らせます。

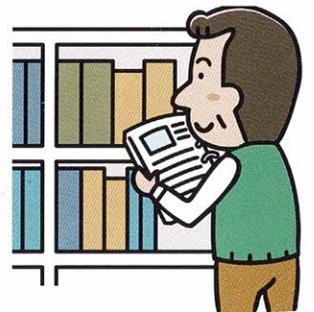


点検実施時に

- 点検実施者が、点検に必要な点検器具や資格者免状を所持しているかを確認します。
- 点検に立会い、点検が適正に行われているかを確認します。

点検終了後に

- 点検終了後は、元の状態に復元されているかを確認します。
- 不良箇所があった場合は、すみやかに改修します。
- 点検の結果は、消防長又は消防署長に報告するとともに維持台帳に編冊し保管しておきます(消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけでよいことになっています)。



点検実施者



- 点検する消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書(着工届など)を確認し、概要を把握しておきます。
- 防火対象物の利用者等に対し、危害防止を図るために必要な処置を講じます。
- 点検は、消防用設備等にあつては点検基準及び点検要領に基づき、特殊消防用設備等にあつては設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づいて確実にいきます。

- 点検終了後は、元の状態へ復元します。
- 点検済表示制度を活用している場合、点検済票(ラベル)を貼付します。
- 点検の結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に記入し、防火対象物の関係者に提出します。



消防用設備等に「点検済票(ラベル)」が貼られていますか？

点検済票(ラベル)は、都道府県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者(表示登録会員)に交付するものです。

点検済表示制度とは…

- 消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済の表示をし、点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。
- 防火対象物の関係者・都道府県消防設備協会・点検実施者などが、消防用設備等の維持管理の適正化を図ることを目的に一致協力して推進するものです。

点検済票(ラベル)が貼られることによって…

- 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が推進されます。
- 点検日、点検の内容がわかります。
- 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- 安全のシンボルマークとして、建物利用者に安心感を与えます。
- 点検報告や立入検査などの行政事務の一部の簡素化が図られます。

都道府県消防設備協会
(点検済票(ラベル)交付機関)



防火対象物の関係者

点検実施者



表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル！

適正な点検の証
あかし
点検済票(ラベル)は、

点検済票(ラベル)の様式・種類

点検事業者用

点検事業者以外用

消火器用



消火器以外の消防用設備等用



消火器用



消火器以外の消防用設備等用



●消防法（昭和23年法律第186号）

〔消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外〕

第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

② 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

③ 第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前2項の規定は、適用しない。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令〕

第17条の4 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

②・③〔略〕

第41条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(4)〔略〕

(5) 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しなかつた者

(6)～(7)〔略〕

②〔略〕

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1)～(10)〔略〕

(11) 第8条の2の2第1項(第36条第1項において準用する場合を含む。)又は第17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(12) 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

(13)～(23)〔略〕

〔両罰規定〕

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1)〔略〕

(2) 第41条第1項第3号又は第5号 3,000万円以下の罰金刑

(3) 第39条の2第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項、第41条第1項(同項第3号、第5号及び第7号を除く。)、第42条第1項(同項第7号及び第10号を除く。)、第43条第1項、第43条の4又は前条第1号、第3号、第11号、第12号若しくは第22号 各本条の罰金刑

●消防法施行令（昭和36年政令第37号）

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等〕

第36条 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第1(20)項に掲げる防火対象物とする。

2 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

(1) 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(2) 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1)以上設けられていないもの

詳しくは、お近くの消防本部・消防署等お問い合わせください。

●消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2 法第17条の3の3の規定による特殊消防用設備等の点検は、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

3 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行った結果を、維持台帳(第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物 1年に1回

(2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 3年に1回

4 法第17条の3の3の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

5 法第17条の3の3の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

6 法第17条の3の3に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うもの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第2項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

(1)～(10)〔略〕

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

(1) 精神の機能の障害により消防設備点検資格者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

(4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。

(5) 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

(6) 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

●通知（平成8年消防予第61号）

消防用設備等点検済表示制度について

消防用設備等に係る点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）については、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）の定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」（以下「普及要綱」という。）により運用されてきたところである。

今般、安全センターにおいては、点検済表示制度の統一の実施等を図ることを目的として、普及要綱の一部を改正し、別添のとおり「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」（以下「推進要綱」という。）としたところである。

ついで、下記事項に留意のうえ、本制度の適正な運用について格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対しても、よろしくその周知を図られたい。

記

1 防火対象物の関係者、点検実施者等に対し、消防設備士講習、消防設備点検資格者講習、防火管理者講習等の機会をとらえ、消防用設備等の適正な維持管理の徹底と併せて、点検済表示制度の適正な運用について周知を図ること。

2 点検済表示制度が活用される場合において、消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、次のような取扱いを行うことができるものであること。

ア 防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化を行うこと。

具体的には、消防用設備等点検結果報告書に添付することとされている個々の消防用設備等の点検票に代えて、点検結果を記載した消防用設備等点検結果総括表（消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第3号。以下「告示」という。）別記様式第2）及び消防用設備等点検者一覧表（告示別記様式第3）の添付で足りるものとすること。

イ 防火対象物に対する立入検査時における消防用設備等に係る基準との適合の確認については、個々の消防用設備等の点検済表示の確認をもって代える等の簡素化を行うこと。なお、必要に応じて維持台帳及び点検票による確認を行うこと。

3 点検済表示制度の活用以外の方法で消防法に基づき適正な点検が実施されていると認められる防火対象物にあつても、2アに掲げる扱いを行うこととして差し支えないものであること。

4〔略〕

別添〔略〕